

第37回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和7年6月30日(月)
- 2 開催時間 午後3時59分開会 午後4時59分閉会
- 3 開催場所 ソネビル 6階 講習会室
- 4 出席委員 25名
 - 1番 工藤 美佐
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 深田 敬吾
 - 4番 濱野 敏夫
 - 5番 兒玉 康英
 - 7番 梶川 毅
 - 8番 河瀬 勉
 - 9番 荒川 満雄
 - 10番 大塚 敏幸
 - 11番 山口 善則
 - 12番 室崎 公一
 - 13番 山崎 博之
 - 14番 落合 憲和
 - 15番 窪田 さと子
 - 16番 辻 浩志
 - 17番 尾関 健一
 - 18番 増地 孝昇
 - 19番 岸塚 隆弘
 - 20番 鹿内 淳一
 - 21番 廣瀬 貢弘
 - 22番 石崎 一彦
 - 23番 山本 裕慈
 - 24番 森 有宏
 - 25番 飯田 祐一
 - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 1名
 - 6番 松金 栄治
- 6 議事録署名委員
 - 1番 工藤 美佐
 - 2番 吉田 宏一
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4) 報告第4号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (5) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (8) 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案の決定について
 - (9) 議案第5号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 橋向 弘泰 農地課長 高間 裕一
 - 農地係主任 清水 裕貴 農地係主任補 中島 俊喜
 - 農地係主任 本間 大慎

事務局 議長	<p>ご起立願います。礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまより、第37回帯広市農業委員会を開会いたします。</p>
吉田 会長	<p>(会長より、近況を含め挨拶)</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。</p> <p>次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。</p>
事務局 議長	<p>報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は、25名です。</p> <p>議席番号6番 松金委員につきましては、欠席の申出を受けております。</p> <p>委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が4件、議案が5件、その他が1件です。</p> <p>(配付資料の確認)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員には、1番 工藤委員、2番 吉田委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、</p> <p>事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。</p> <p>また、報告第4号につきましては、関連する内容の議案第4号にて一括してご説明いたします。</p> <p>では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」及び報告第3号「農地利用状況調査、農地パトロールの結果について」を一括して報告いたします。</p> <p>5月分の調査結果について、吉田宏一調査委員長より報告をお願いします。</p> <p>23日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番10から12の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>最後に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)についてですが、第1回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。</p>
吉田(宏)調査委員長	

川西町 819ヘクタール、別府町 606ヘクタール、
合わせて 1,425ヘクタールの農地を調査しましたところ、
遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も
農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、5月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

次に、6月分の調査結果について、飯田調査委員長よりお願いいたします。

飯田調査委員長

10日の調査ですが、2から3ページ 報告第2号 1 現況証明、附番13から
15の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

次に、2. 農地法第5条の一時転用に係る完了の確認 附番1から3の
3件について現地調査をしたところ、工事の完了を確認いたしました。

最後に、4ページ、報告第3号 農地利用状況調査（農地パトロール）について
ですが、第2回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。

清川町 1,282ヘクタール、上清川町 998ヘクタール、
岩内町 657ヘクタール、合わせて 2,937ヘクタールの農地を調査
しましたところ、遊休農地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、
農地の利用状況は適正であると認められました。

以上で、6月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第2号及び第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」
を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(中島主任補)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、
その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番3・4の2件の合意解約について朗読・説明)

以上附番3及び4の2件につきましては、農地法第18条第1項第2号に
該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

議 長

それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく

		合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)	
議 長		ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
		次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(本間主任補)		農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。
		(議案第2号、附番4の使用貸借1件について、調査票に基づき朗読、説明。)
		以上附番4の1件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議 長		それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
		(増地委員挙手) 18番 増地委員、どうぞ。
増 地 委 員		先月総会でも経営移譲にかかる使用貸借の権利設定の案件があったが、先月は農地中間管理事業、今回は農地法第3条申請による申請である。この区別について改めて伺いたい。
事務局(清水主任)		「親子間」「使用貸借」「経営移譲」だから、「農地中間管理事業」「農地法第3条申請」ということではなく、申請者にそれぞれの制度や手続きの特徴を説明したうえで、申請者自身が選択された結果であります。そのため、先月、今月と同じ親子間の経営移譲にかかる権利設定において、中間管理事業と農地法第3条申請とで違いが生じているものです。
増 地 委 員		先月総会の案件では、農地バンク(農地中間管理事業)しかないと聞いて申請されたと聞いている。
事務局(清水主任)		これまでの説明のとおり、当農業委員会として、農地バンク経由での権利移動を推奨するものでありますが、農地法第3条申請を妨げるものではありません。農地バンクが「原則」であるとの説明が上手く伝わらなかった可能性があることについてはお詫び申し上げます。
増 地 委 員		わかりました。ありがとうございます。
議 長		ほかにご異議等はございませんか。
		(山崎委員挙手) 13番 山崎委員、どうぞ。
山 崎 委 員		農業委員会として、農地バンクで経営移譲ができるから、それを推奨していたと理解している。だから、経営移譲の相談があったとき、それしかないような言い方

になり、そういう印象をもたれたのではないか。こっちが良い、ダメということではなくて、きちんと枠組みを理解した中で進める必要がある。

今回の申請者は市外の農業者であり、従前は農地法第3条申請でしかできなかった。農地バンクでは、市外の農業者に対しても許可を出さなければならないのか。その辺も踏まえて、農業委員会がどう立ち回らなければならないのかを詳しく説明してほしい、というのが希望である。

事務局 長

大きな対応方針としては、北海道農業会議が示したとおり、当農業委員会は、農業委員会の立場として農地バンクの活用を基本とするものであります。

今回、貸借について、農地バンクと農地法第3条申請のそれぞれの特徴を整理した資料を作成しました。当事者に、ケースによっては優遇制度を使えない場合がある等、どちらの制度を活用するか判断に資する資料としてください。

基本的には農地バンクの優位性が高く、農地バンクを選択する人が多いと考えます。農業委員において、各地域の中で調整いただきたいという考え方をもちつつも、当事者が良いと思う方を選択いただく方向性になります。

今月議案第2号の経営移譲にかかる使用貸借のケースにおいて、先月は農地バンク活用でしたが、今回の農業者は事前に相談があり、制度の違いを説明・理解いただき、農地法第3条申請で進めるという意向を示されたので、その意向を尊重し農地法第3条申請となりました。

今回作成した資料の「売買版」は改めてお示しさせていただくほか、委員が地域で調整いただく中で生じた疑問点等があれば、事務局に随時ご相談いただき、質疑集に追記等をおこない随時整理・お示しさせていただきます。

山崎 委員

今の説明からすると、市外の農業者にも農地法第3条申請か農地バンクかの選択肢があるという解釈で良いか。

事務局(清水主任)

農地バンク事業(促進計画)を使うためには、地域計画において「農業を担う者」として位置付けられていることが必要であるため、その市外の農業者が位置付けられていれば、農地バンク事業を活用することができます。つまり、農地法第3条申請か農地バンクかの選択ができると考えられます。

事務局 長

運用の中では様々あると思うが、あくまで制度上の仕切りということでご理解ください。

山崎 委員

わかりました。ありがとうございます。

議 長

ほかにご異議等はございませんか。

(増地委員挙手) 18番 増地委員、どうぞ。

増地 委員

市外の畑を所有されている市内の農業者は、地域計画に位置付けられていないので、農地バンク事業は活用できないという考え方で良いか。

事務局(清水主任)	<p>当該農地や農業者が、その所在市町村において、どのように地域計画に位置付けられているかによります。行政区域の境界地に農地を所有されている方については、もう一方の行政区域側の農業委員会において審議される取り扱いとなります。</p>
<p>増地委員 議長 (委員) 議長</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかにご異議等はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(清水主任)	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p>
議長	<p>(議案第3号、「1. 農用地利用計画」附番3の農業用施設用地への用途変更1件、農用地への用途変更1件、計2件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それでは、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番3について、岸塚委員よりお願いいたします。</p>
岸塚委員	<p>それでは意見を申し上げます。「附番3」です。</p> <p>事務局からの説明のとおり、格納庫建設の農振編入は、やむを得ないものと考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に附番4について深田委員よりお願いいたします。</p>
深田委員	<p>それでは意見を申し上げます。「附番4」です。</p> <p>事務局からの説明のとおり、農地として利用しているため、農振編入はやむを得ないものと考えます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に関し異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p>
事務局(本間主任補)	<p>次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第4号、1. 農地売買等事業分 (1)所有権移転(買入)附番2の1件、</p>


事務局(中島主任補)	<p>(2)所有権移転(売渡)附番9・10の2件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>(同、2. 農地中間管理事業分 (1)賃借権等の設定(借入)の附番6～8の3件、(2)賃借権等の設定(貸付)の附番6・7の2件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
	<p>以上につきましては、地域計画区域内の農用地であることから、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うものです。</p>
	<p>なお、本件につきましては、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うものです。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うこととします。</p>
	<p>次に、議案第5号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(本間主任補)	<p>農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。</p>
(議 案)	<p>(議案第5号、附番1の1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p>
	<p>以上につきましては、北海道農業公社による買入が特に必要と認められることから、帯広市長に対し、同公社による買入協議を行うよう要請するものです。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、議案の審議は全て終了いたしました。</p>
	<p>続いて「その他」に入ります。</p>
	<p>「農業委員業務における農地バンク事業に関するQ&Aについて」、事務局より説明させます。</p>

事務局(清水主任)	(「農業委員業務における農地バンク事業に関するQ&Aについて」の説明)
議 長	ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。
山 崎 委 員	(山崎委員挙手) 13番 山崎委員、どうぞ。
山 崎 委 員	貸借の案件において、出し手・受け手による相対の調整も農地バンク事業を活用することができるのか。
事務局(清水主任)	現時点でそのような事案は承知していませんが、受け手が地域計画における「農業を担う者」に位置付けられていれば活用可能と考えます。しかし、地域の標準的な賃料との整合を図るため、農業委員に繋ぎ、改めての調整をお願いします。
山 崎 委 員	わかりました。ありがとうございます。
議 長	ほかにご質問等はございませんか。
吉 田 (宏) 委 員	(吉田宏一委員挙手) 2番 吉田宏一委員、どうぞ。
吉 田 (宏) 委 員	中間管理事業について、その更新時期により次の賃料収受が来秋になるものうち、今年賃料の収受を行いたいものについては、一旦解約して再度農地バンク事業に繋ぐのか、早急に意向確認が必要ではないか。今年の賃料収受とする場合、9月末までの公告が必要で、そのためには8月総会での審議が必要との理解で間違いはないか。
事務局(清水主任)	今年の賃料収受になるものは、8月総会での審議が必要です。
事務局(清水主任)	9月総会以降の案件について、賃料の収受時期の意向確認に資する資料を作成し、早急に委員にお示しいたします。
吉 田 (宏) 委 員	わかりました。ありがとうございます。
議 長	ほかにご質問等はございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご質問等が無いようですので、以上で終了いたします。
(委 員)	予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
議 長	次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(清水主任)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

事 務 局 長

ご起立願います。お疲れさまでした。

本会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名捺印する。

議長 吉田和彦 

署名委員 工藤美佐 

署名委員 吉田宏一 